

平成20年10月10日
大阪市健康福祉局
健康推進部生活衛生担当
担当：上田・宮前
TEL06-6208-9996

メラミンが混入した中国産加工品の回収命令について

原材料に中国産の乳製品を使用した食品を2アイテム2検体収去検査した結果、1検体からメラミンを検出したことから、食品衛生法第54条の規定に基づき回収を命じたことをお知らせします。

なお、現時点で当該品の喫食によると思われる健康被害等の届出はありません。

記

- 1 検査結果（検査機関：大阪市立環境科学研究所 検出限界 0.5ppm）
 - ・ミルクソフトキャンデー；メラミン 11ppm 検出
 - ・プレーンビスケット；メラミン検出せず
- 2 回収を命じた食品について
 - 名 称：キャンデー
 - 商 品 名：ミルクソフトキャンデー
 - 包装形態：合成樹脂製袋詰 145g 入
 - 賞味期限：2009.08.12
 - 原 産 国：中 国
 - 輸 入 者：株式会社エヌエス・インターナショナル
 - 輸入者住所：大阪市淀川区西宮原1丁目5番33号
 - 製 造 者：SHANGHAI WOWO GROUP CO.,LTD（上海嚙暖(集团)有限公司）
 - 輸入数量：2,664CT 31,968袋
 - 検査結果：メラミン11ppm 検出
 - 違反条項：食品衛生法第10条違反（指定外添加物の検出）
- 3 TDI（耐容1日摂取量）について
 - 欧州食品安全機関（EFSA）の暫定的リスク評価による TDI は 0.5mg/kg 体重/日であることから、体重 60kg の人が1日当たり許容できるメラミンの摂取量は $0.5 \times 60 = 30\text{mg}$ となる。
 - ・体重 60kg の人で毎日 2.7Kg（18.6袋）
 - ・体重 30kg の子どもで毎日 1.4Kg（9.7袋）